

資料5

## 国土利用を取り巻く情勢の変化

# 国土利用をめぐる課題

## 基本的条件

### 人口は増加から減少へ (P2)

2006年をピークに2050年には約1億人に減少する見通し。

### 土地需要の大幅な減少 (P5)

農林地の転換面積は平成4年以降減少し、10年間で半減。

### 地球環境問題への対応 (P7)

本年2月京都議定書発効、森林でCO2を3.9%吸収する計画。

### 災害に対する安全性、自然環境保護に対する国民の関心の高まり (P9)

## 都市地域

### 市街地の面積の縮小や人口密度の低下 (P11)

面積は今後50年間に全国平均で2割弱、人口密度は1割強の低下の予測。  
活力低下や虫食いの低未利用地発生のおそれ。

### 空き家等の増加 (P13)

空き家率は継続的に増加し12%超。

### 都市内緑地の減少 (P14)

市街地内の自然面率が急減。過去20年間で3割強の減。

### 大都市郊外や地方都市での高い自動車利用率 (P14)

郊外部では、通勤通学者の自動車利用率が過去20年間で約2倍の増加。

## 農山漁村地域

### 管理が行き届かない森林の存在 (P15)

林家の6割強が間伐を、8割弱が伐採後の植林を実施せず。

### 耕作放棄地の増加 (P16)

耕作放棄地面積は34万ヘクタール超(東京都面積の1.5倍に匹敵)。

減少傾向も見られるものの、毎年1万ヘクタール以上の耕作放棄地が新規発生。

### 集落機能の低下 (P17)

過去10年間で消滅した集落のほとんどが中山間地域に所在。

集落の小規模化、集落機能の低下は、国土管理水準の低下を招来する恐れ。

### 森林等への新たな期待の高まり (P18)

CO2吸収源やバイオマス資源の供給源として、森林などへの新たな期待。

## 自然維持地域

### 生物多様性保全上重要な地域の減少 (P19、P20)

自然林、湿地、干潟等が減少。

絶滅のおそれのある野生動植物種が増加。

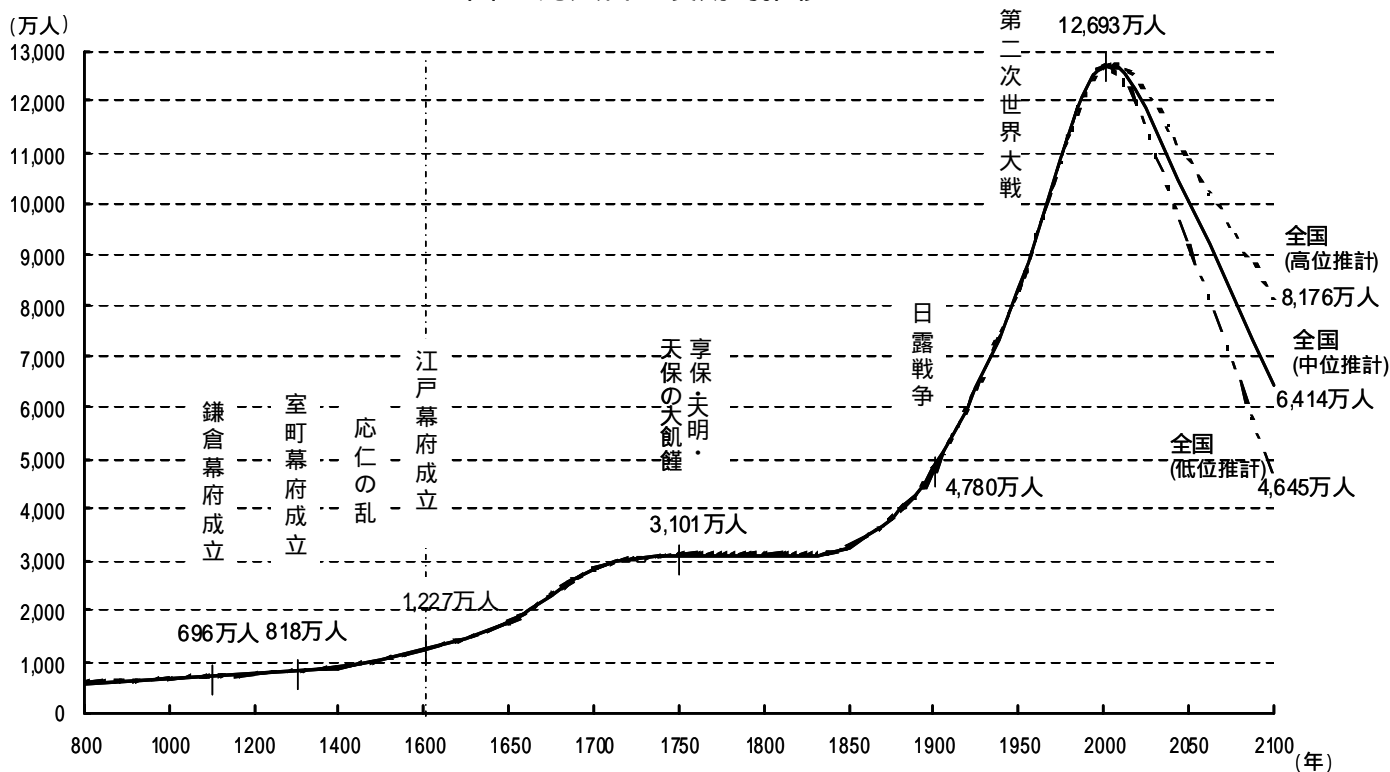
### 自然環境保全の新たな動き (P21)

奥山から沿岸域までの水と緑を体系的に保全する動きが始まる。

## 基本的条件

今後の我が国の人口の推移は、低い出生率などを背景に、2006年(中位推計)をピークに減少期に転じ、2050年には約1億人、今世紀末には20世紀前半の規模となることが予想されている。一方、世帯数のピークは人口のピークよりも遅れて生じる。

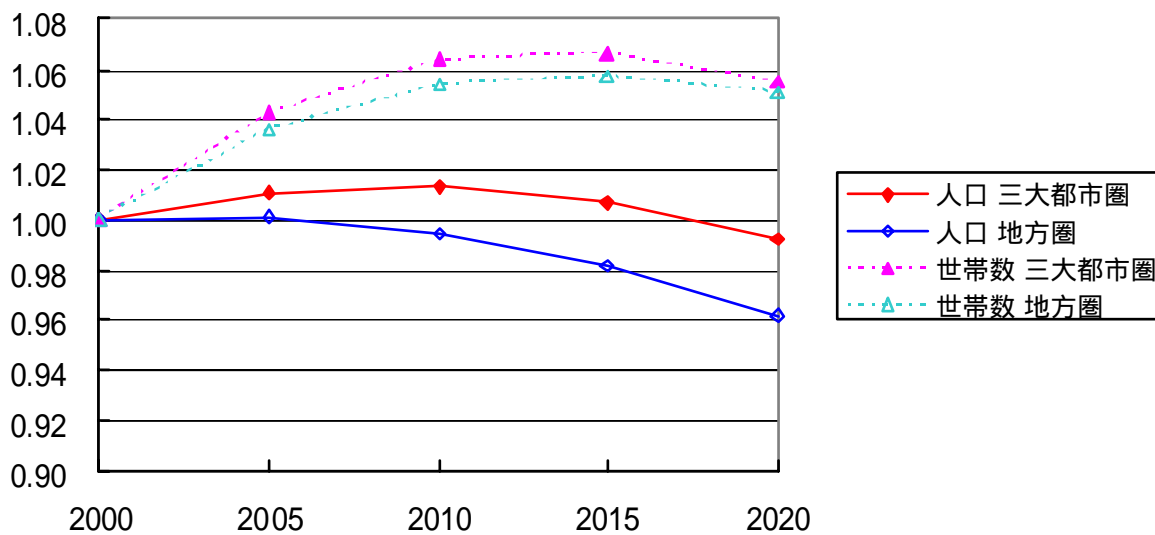
図1 総人口の長期的推移



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年1月推計)」及び国土庁「日本列島における人口分布変動の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注) 1950年以前は国土庁資料を、2000年は「国勢調査報告」を、2050年及び2100年は「日本の将来推計人口」を用いた。

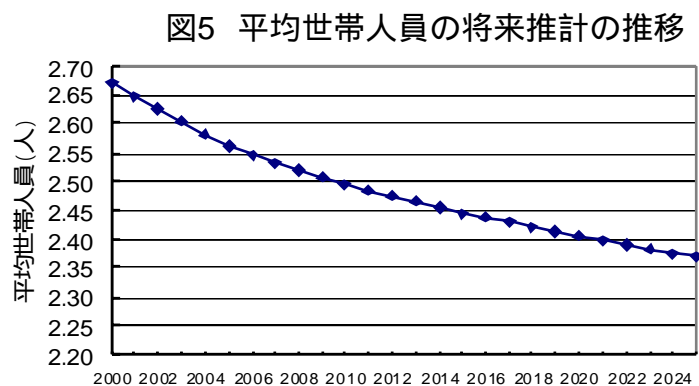
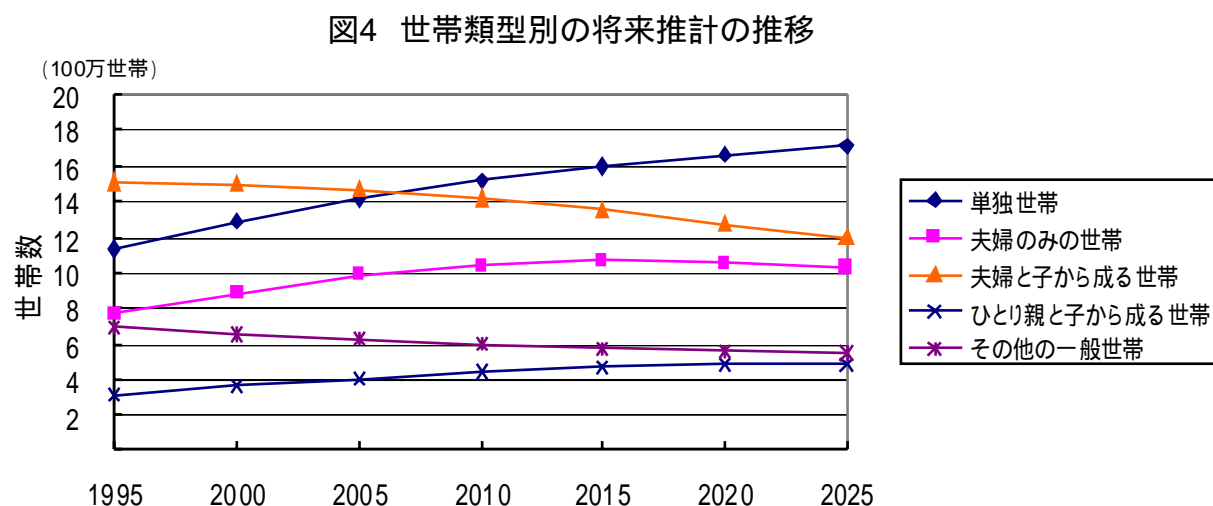
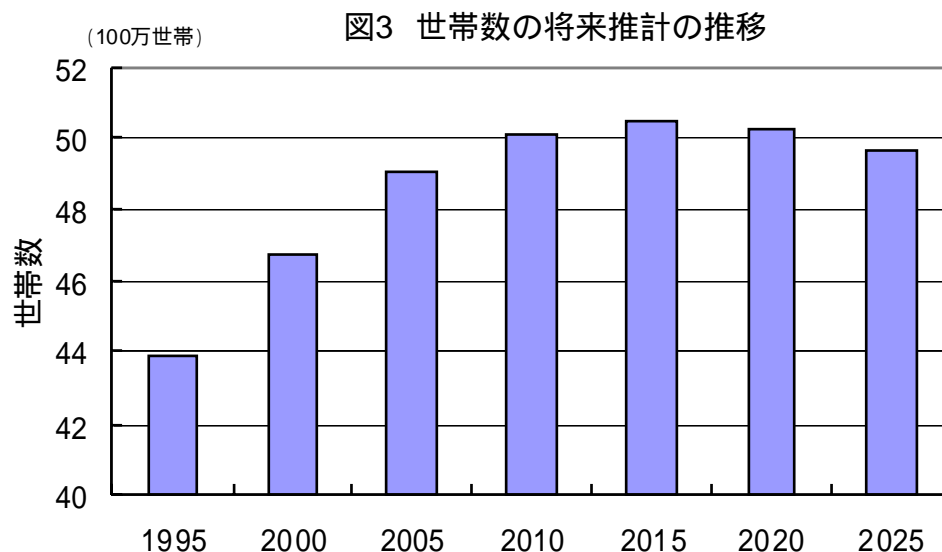
図2 地域別の人口・世帯数将来推計の推移



注: 総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年1月推計)」「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2000年3月推計)」より

## 基本的条件

単独世帯、夫婦のみの世帯が増加し、夫婦と子からなる世帯が減少するなど、平均世帯人員が2.67人(2000年)から2.37人(2025年)へ減少するため、一般総世帯総数は2015年頃まで増加する。



注: 総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2003年10月推計)」より

## 基本的条件

国土利用構成については、「森林」が全国土の7割近くを占める。また、「森林」に次いで大きな面積を占める「農用地」は継続的に減少しており、「宅地」、「道路」及び耕作放棄地等「その他」の面積割合が増加している。

図6 国土利用の推移と国土利用計画の目標(森林)



図7 国土利用の推移と国土利用計画の目標(農地、宅地、その他)

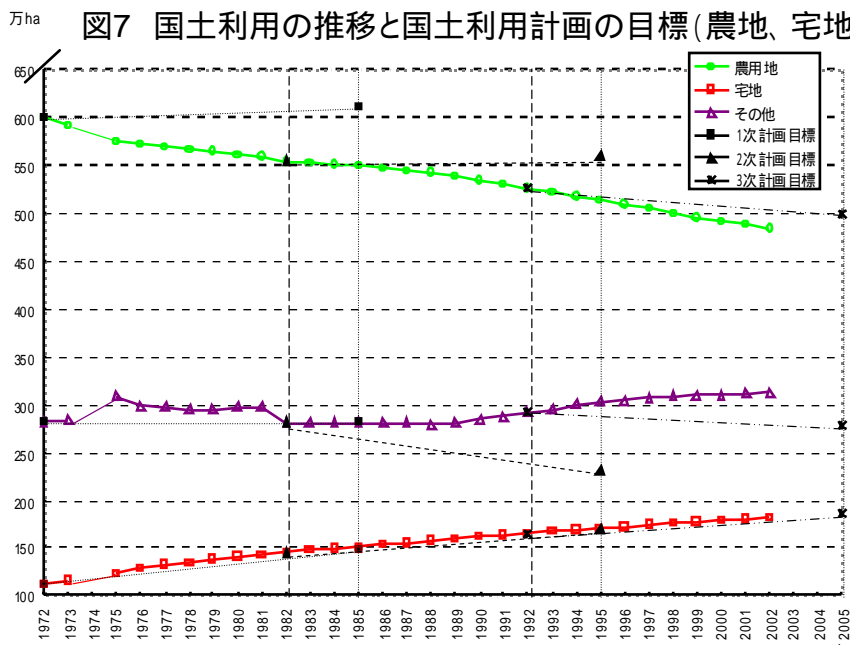
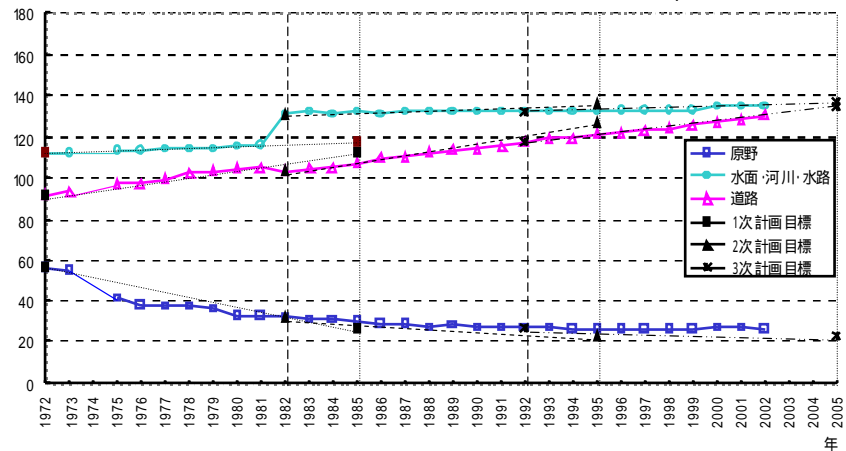


図8 国土利用の推移と国土利用計画の目標(原野、水面・河川・水路、道路)



## 基本的条件

平成4年以降、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換は減少する傾向にあり、10年間でその面積は半減している。また、宅地供給量、市街地宅地価格とも低下傾向にある。

図9 農林業的土地利用から都市的土地利用への転換面積推移

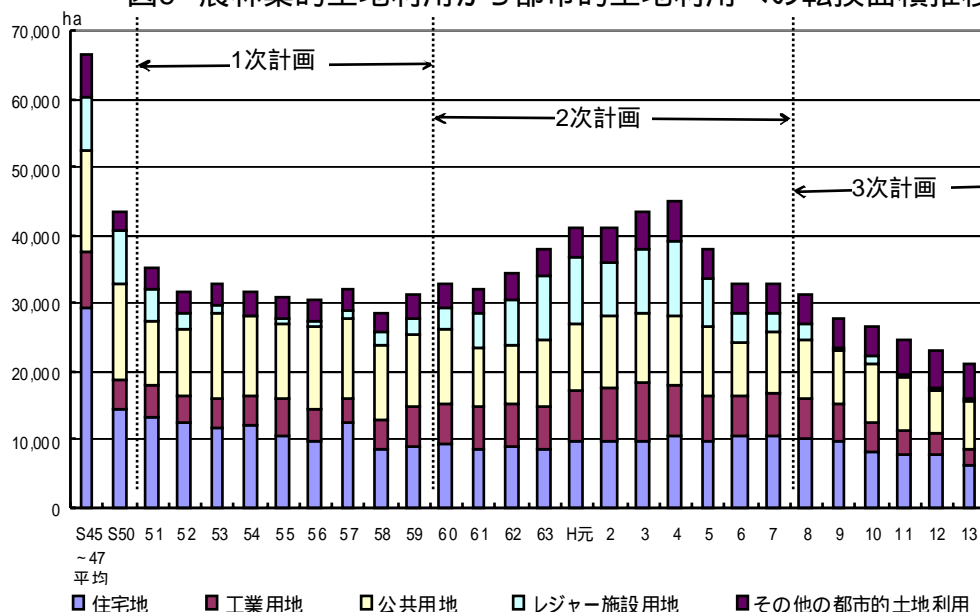
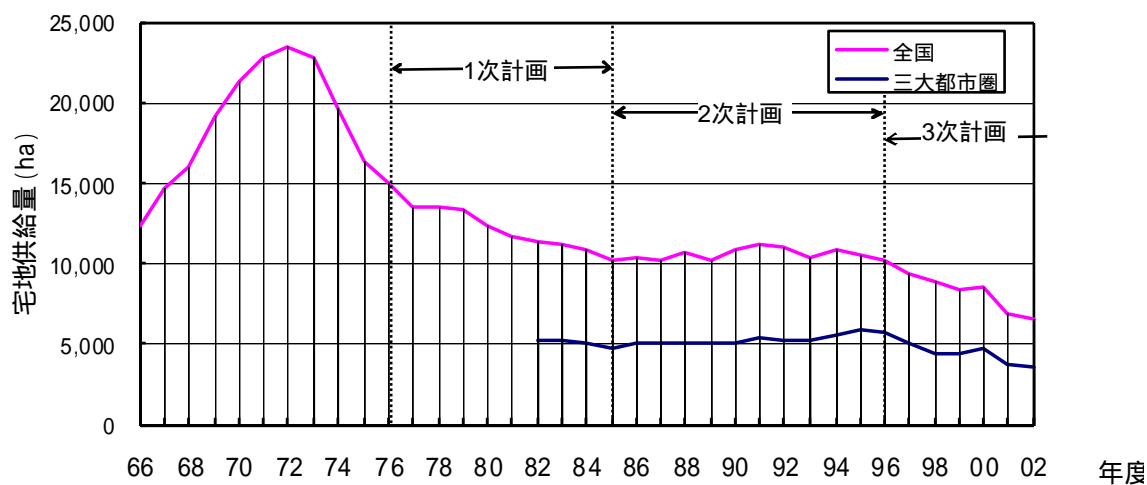
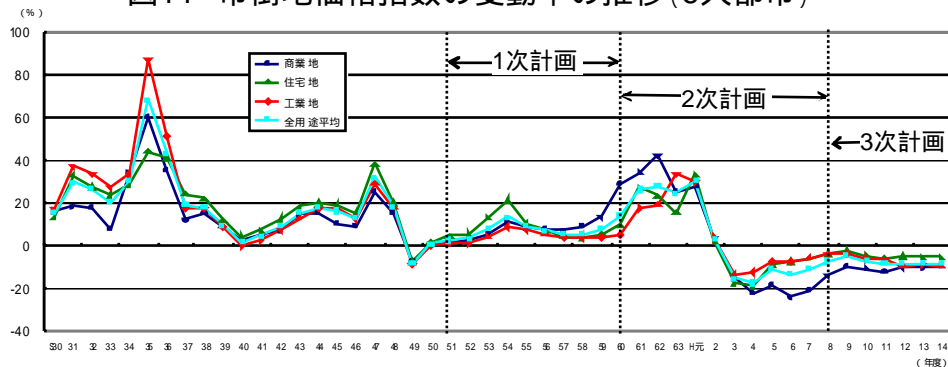


図10 宅地供給量の推移



(注)M.G.ベース(住宅の敷地面積に細街路、小公園等を加えてカウントした面積)のデータである。  
三大都市圏の区域は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域

図11 市街地価格指数の変動率の推移(6大都市)



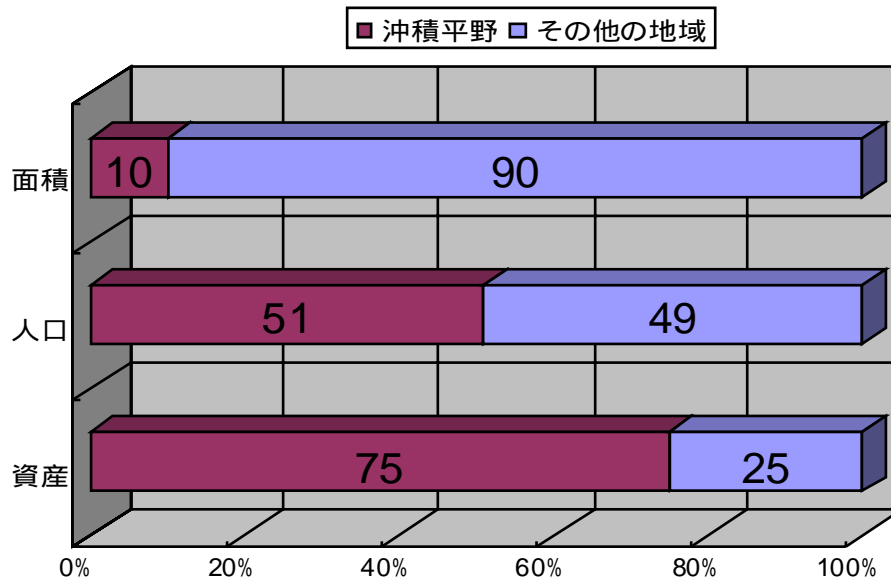
資料：(財)日本不動産研究所「市街地価格指数」  
注：各年度の期首から期末の変動率。

(出典)「H16土地白書」

## 基本的条件

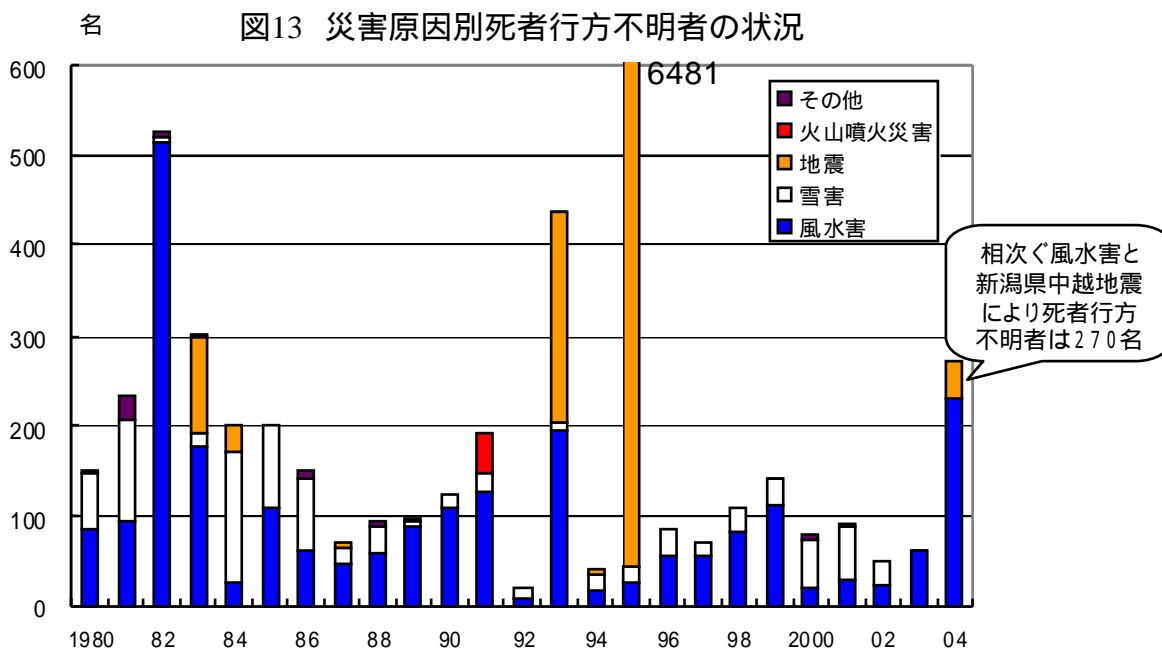
国土の10%に当たる沖積平野(河川氾濫区域)に人口の51%、資産の75%が集中している。平成16年は台風23号などの風水害の多発と新潟県中越地震により死者行方不明者が270名という大きな被害を被った。

図12 河川氾濫区域における人口・資産の比率



出典: 国土交通省河川局資料より  
(沖積平野: 河川の堆積作用によりできた平野)

図13 災害原因別死者行方不明者の状況



出典: 1980年から2002年までは「地方防災行政の現状」(総務省消防庁)、2003年以降は消防白書による。

## 基本的条件

地球環境問題への対応：本年2月京都議定書発効、森林でCO<sub>2</sub>を3.9%吸収を計画。

- ◆ 京都議定書では、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値的約束を各国毎に設定

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF <sub>6</sub> )、の合計6種類
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF <sub>6</sub> は1995年としてもよい)
目標期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	各国の目標 <b>日本 6%</b> 、米国 7%、EU 8%等先進国全体で少なくとも5%削減を目指す

- ◆ わが国の温室効果ガス別の削減目標量(地球温暖化対策推進大綱(H14.3.19))

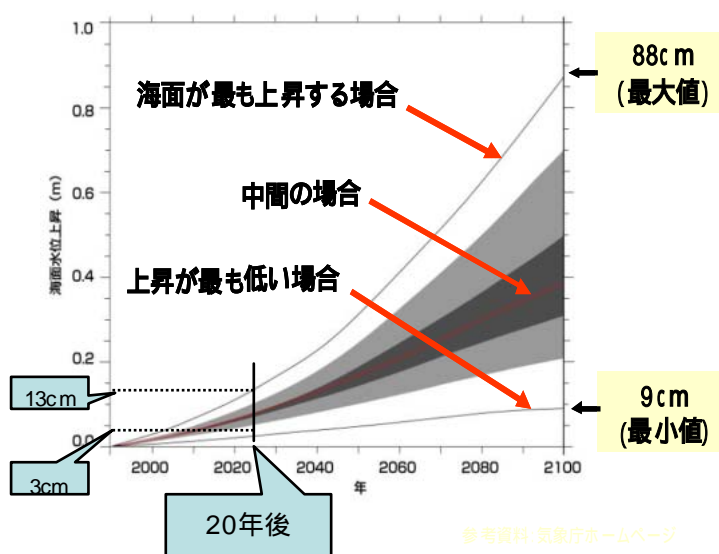
区 分	目 標
エネルギー起源の二酸化炭素	± 0.0%
非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素	0.5%
代替フロン等3ガス	+ 2.0%
革新的技術開発、国民各階各層の更なる地球温暖化防止活動の推進	2.0%
<b>森林経営等による吸収量の確保</b>	<b>3.9%</b>
京都メカニズム(国内対策に対して補足的であるという原則を踏まえ、国際的動向を考慮しつつ、活用を検討)	
合 計	6.0%

大綱では、～の目標のうち第1約束期間において目標の達成が十分に見込まれる場合については、それに甘んじることなく引き続き着実に対策を推進し、一層の排出削減を進めることとしている。

- ◆ 温暖化による将来の気温上昇・海面上昇

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2000年に公表した排出シナリオは、いくつかの筋書きを想定しており、2100年までの間に海面は9～88cm上昇することが予測されている。これに従えば、**20年後には3cm～13cm海面が上昇**すると予測される。

図14 IPCCによる海面上昇の予測

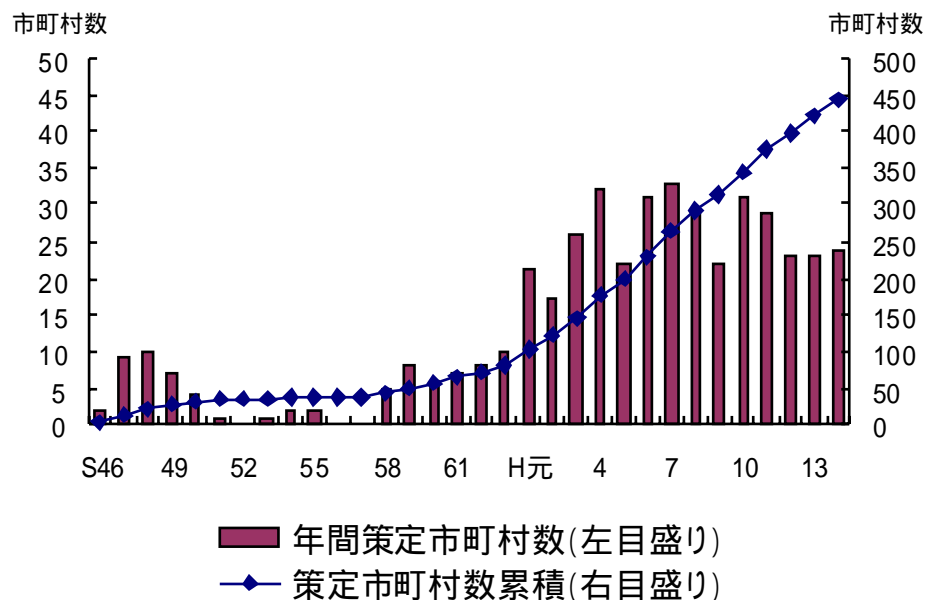




## 基本的条件

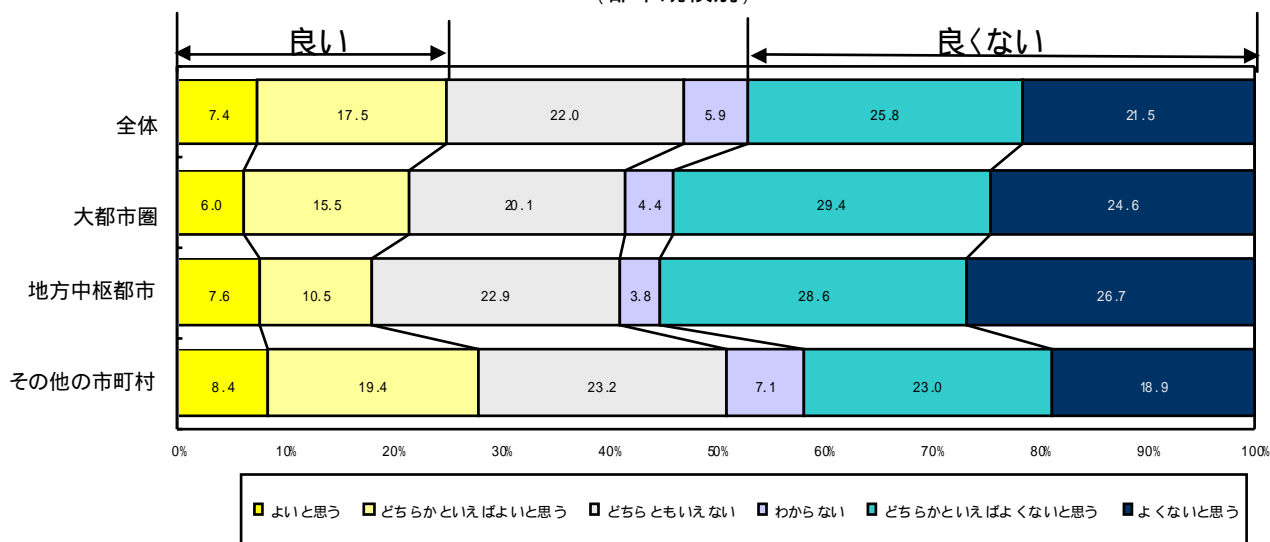
自治体の景観条例策定数は継続的に増加しており、国民の街並みや景観への関心は高いが、その評価は総じて低く、特に地方中枢都市において低い。

図15 景観条例制定市町村数の推移



(出典) H15年度版土地白書より  
国土交通省が市町村を対象に行ったアンケート調査(平成14年7月実施)

図16 国民の街なみや景観への評価  
(都市規模別)



資料：国土交通省「平成14年度土地問題に関する国民の意識調査」(平成15年1月)による。

(出典) H15年度版土地白書

国土交通省「平成14年度土地問題に関する国民の意識調査」(H15.1)

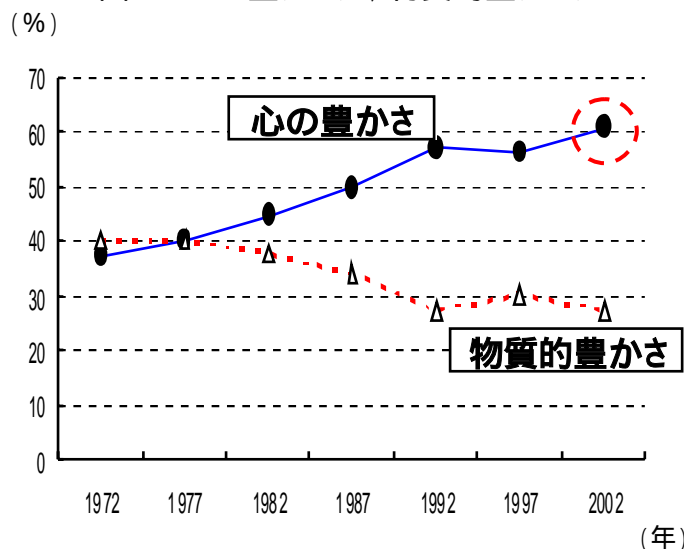
調査対象：全国の20歳以上の者3,000人 有効回答数：2,257件(回収率75.2%)

注：このグラフにおいて、大都市圏とは首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村(東京圏)、近畿圏整備法による既成市街地及び均衡整備区域を含む市町村(大阪圏)、中部圏整備法による都市整備区域を含む市町村(名古屋圏)、地方中枢都市とは大都市圏に含まれない政令指定市である。

## 基本的条件

国民の価値観の変化を世論調査でみると、「物質的豊かさ」より「心の豊かさ」を重視するとする割合が引き続き増加傾向にある。また、今後の国土づくりにおいて力を入れるべき点としては、防災や自然環境の保護とする意見が多い。

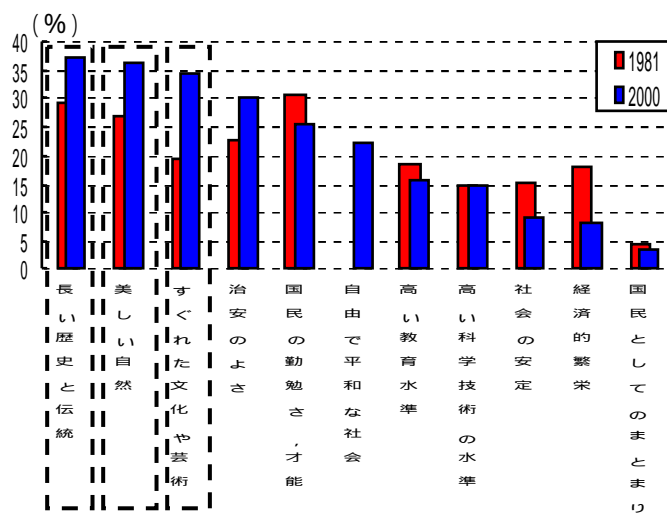
図17 心の豊かさか、物質的豊かさか



(出典) 内閣府「国民生活に関する世論調査」より作成。

(注) 心の豊かさ:「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりある生活をするに重きをおきたい」  
物質的豊かさ:「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」

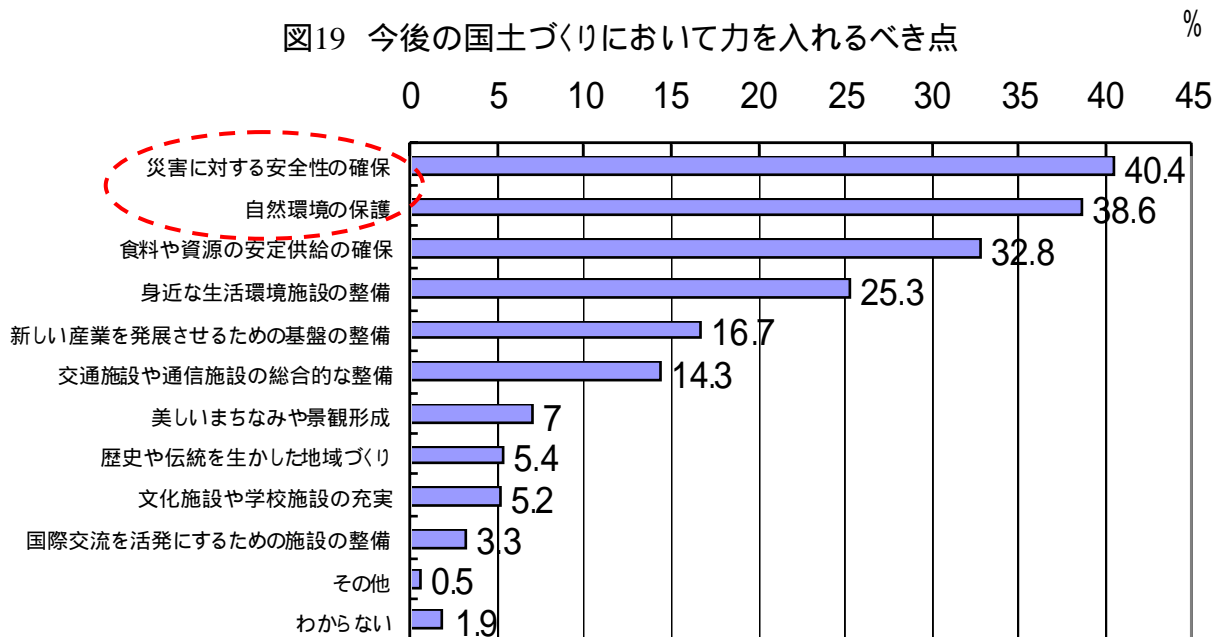
図18 日本の国や国民について誇りに思うこと



(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成。

(注) 1. 複数選択。  
2. 1981年の調査では「国民の人情味」、「国民の義理がたさ」の2つの選択肢に分けて質問しているため、ここでは回答比率の高い「国民の人情味」の比率で作成している。  
3. 選択肢「自由で平和な社会」は1991年の調査から加わっている。

図19 今後の国土づくりにおいて力を入れるべき点



出典: 内閣府「平成14年度 防災白書」より

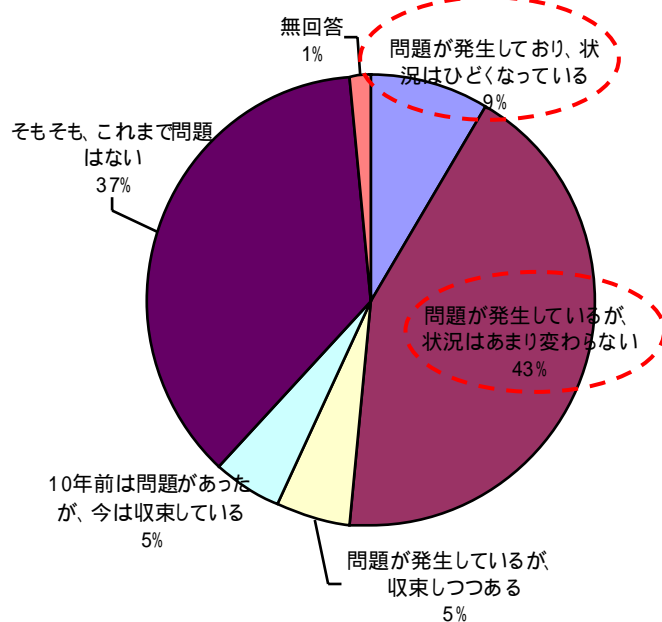
注: 1) 内閣府「国土の将来像に関する世論調査」より  
内閣府大臣官房政府広報室が平成13年6月14日～24日にかけて実施。全国20歳以上の者5,000人を対象とした調査員による面接聴取。有効回収率69.8%。

2) 2項目までの複数回答可。

## 基本的条件

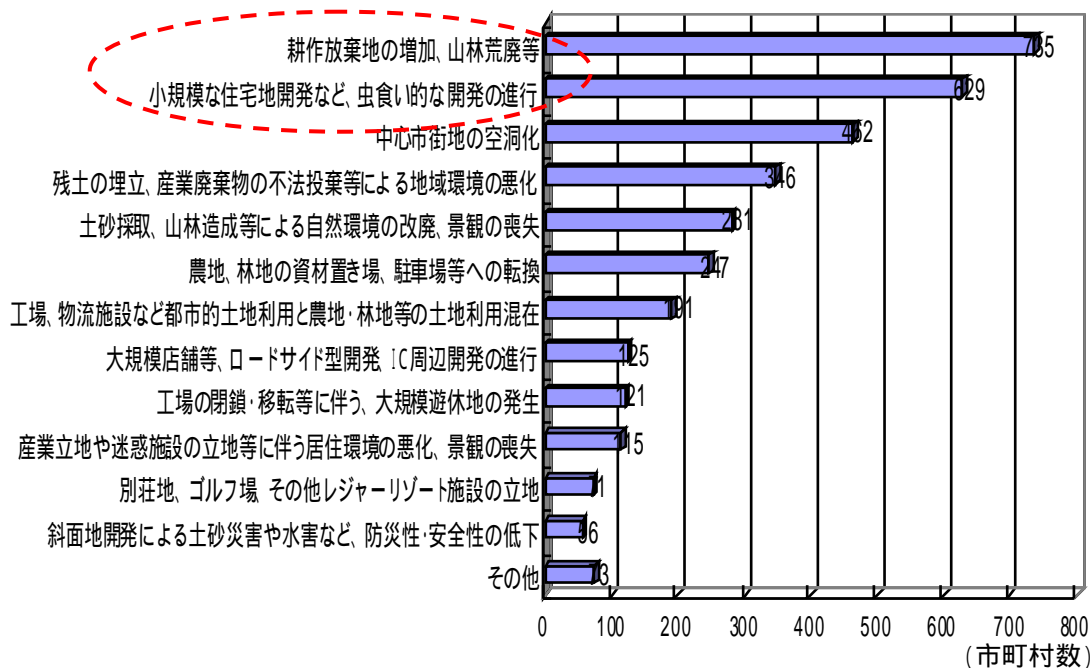
10年前と比較して土地利用上の問題がひどくなっている、変わらないと認識している市町村が5割強の状況。また、市町村で発生している土地利用上の問題に関しては、「耕作放棄地の増加、山林荒廃など」や「小規模な住宅地開発など、虫食いの開発の進行」などの回答が多い。

図20 市町村における土地利用上の問題の状況(10年前との比較)



資料: 国土交通省実施の市町村アンケート(H12年)より作成

図21 市町村で発生している土地利用上の問題点(複数回答)



資料: 国土交通省実施の市町村アンケート(H12年)より作成

(出典) 土地白書より国土交通省国土計画局作成

市町村アンケート概要

全国3,229市町村を対象に調査。回収数2,033市町村(回収率62.9%)

## 都市地域

今後50年間で、全国平均では市街地面積が2割弱縮小、市街地人口密度が1割強低下することが予測される。特に、地方都市の市街地面積が大幅に縮小することが予測される。

図22 市街地面積の推移(2000年を1)

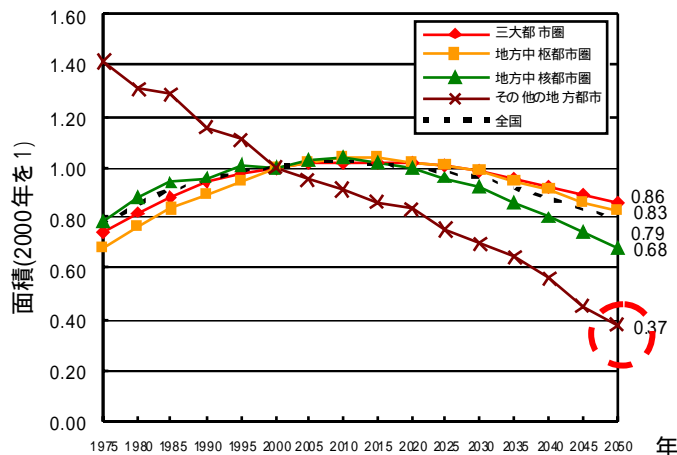
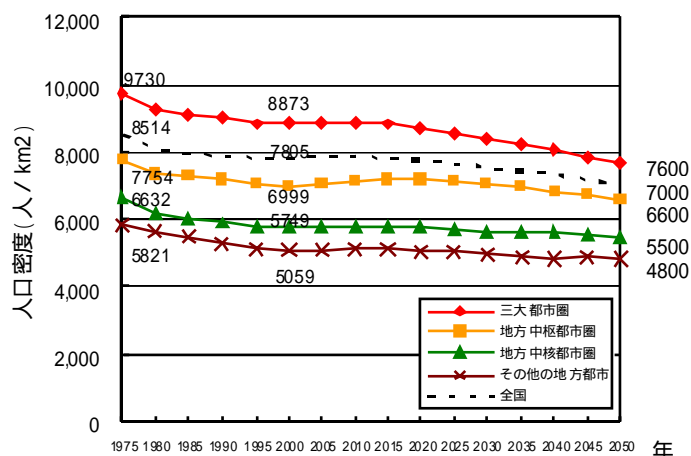


図23 市街地人口密度の推移

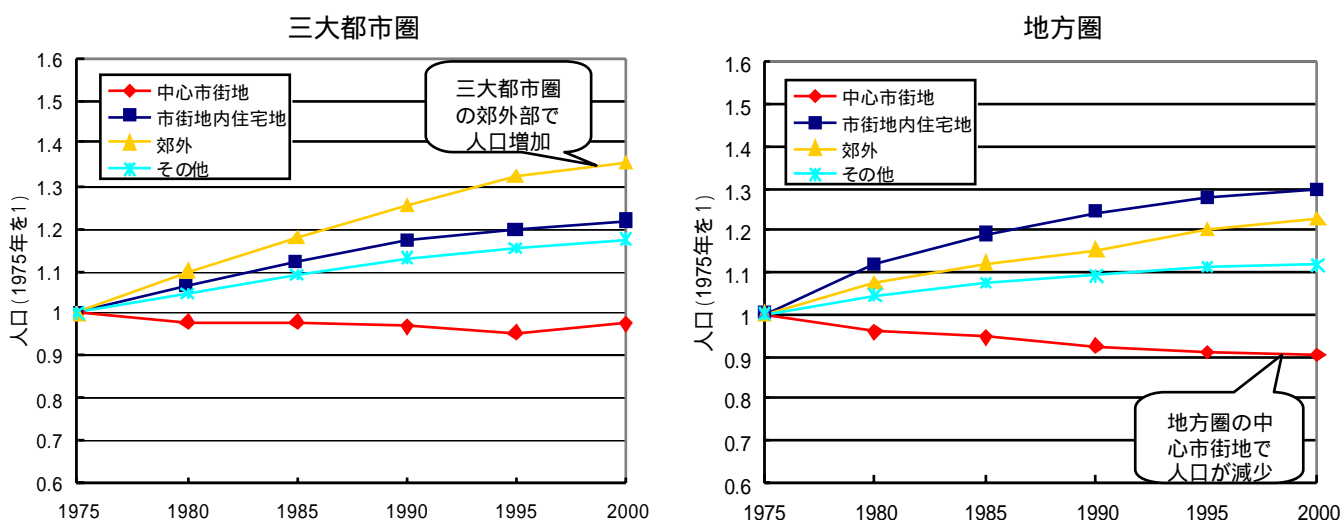


(出典)総務省統計局「国勢調査」をもとに国土計画局作成。

注:人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上のメッシュを市街地とした。地方中核都市圏、地方中核都市圏はそれぞれ地方圏の中核都市、中核都市の市町村役場を起終点とし、新幹線、有料特急・急行を除く(鉄道と高速道路(首都高速等)を除く)道路によって1時間以内に到達できる市町村である。(総合交通体系分析システムNAVINET使用)

1975年以降、三大都市圏では郊外部において人口が増加している。地方圏では中心市街地の人口は減少し、市街地内住宅地や郊外部は増加している。

図24 市街地・郊外別の人口の推移(1975年を1)

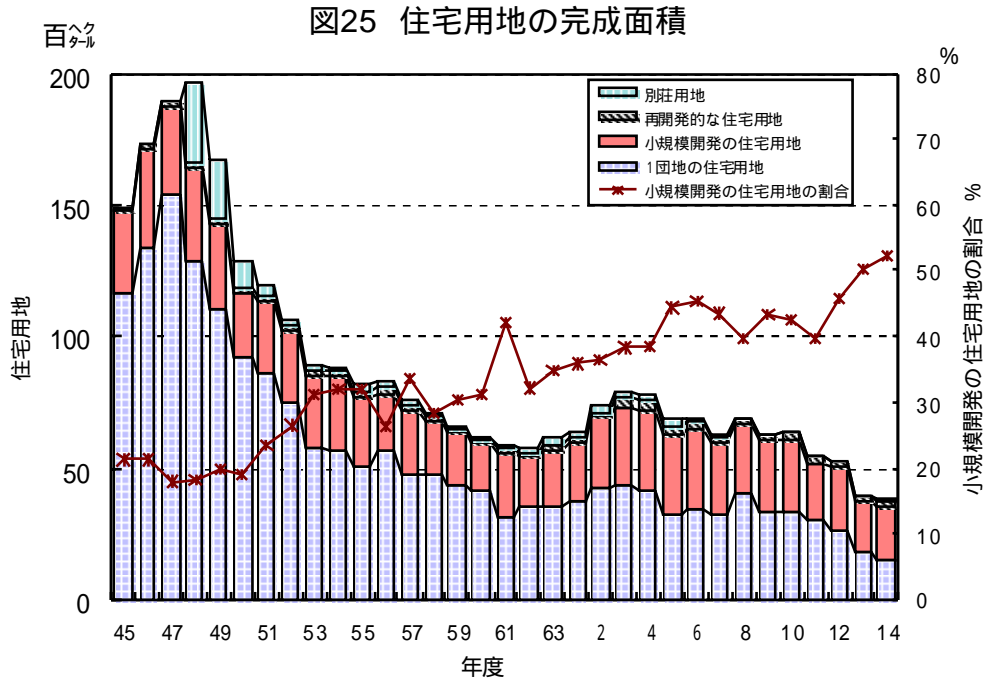


(出典)総務省統計局「国勢調査」および「平成12年国勢調査、平成13年事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計」をもとに国土計画局作成。

注:2000年のメッシュ人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の地域のうち昼間人口が夜間人口より大きい地域を中心市街地、小さい地域を市街地内住宅地、500~4,000人/km<sup>2</sup>の地域のうち昼間人口が夜間人口より大きい地域を郊外業務地、小さい地域を郊外住宅地と定義した。

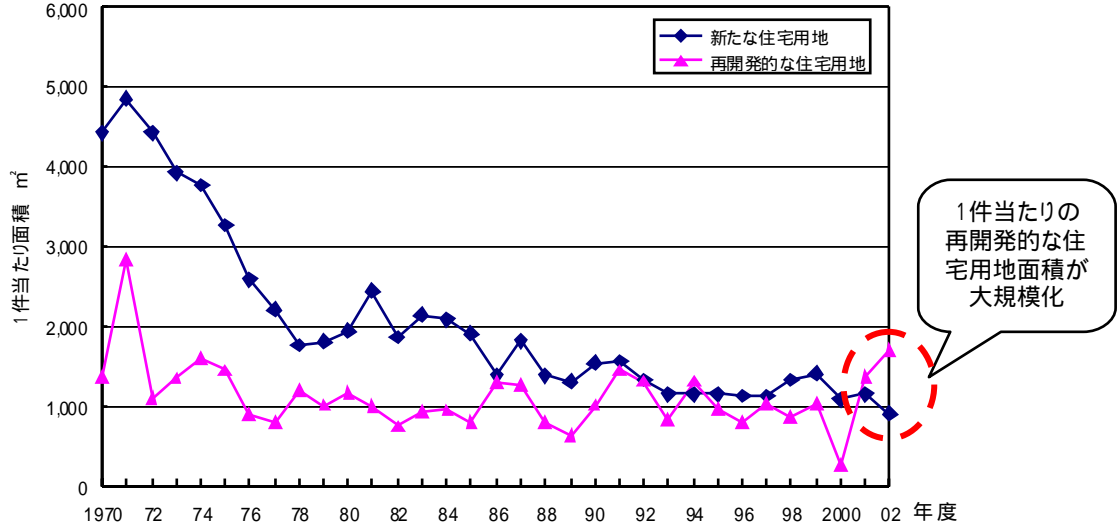
**都市地域**

全国の住宅用地の完成面積は減少傾向にある一方、宅地開発のうち小規模な開発の占める割合が増えている。また、一件当たりの住宅完成面積は小規模化する一方、工場等から転用した再開発的な住宅用地面積は大規模化している。



出典：国土交通省「住宅用地完成面積調査報告」  
 別荘用地：主に保養の用に供する一時居住の住宅の敷地を造成する工事により、非住宅地を住宅地に造成した場合  
 再開発的な住宅用地：住宅地以外の工場等に利用されていた土地を転用して住宅を建築した場合  
 小規模開発の住宅用地：1万㎡未満の土地で、非住宅地を住宅地に造成、または非住宅地に住宅を建築した場合  
 1団地の住宅用地：1万㎡以上の土地で、非住宅地を住宅地に造成した場合

図26 工事1件あたりの住宅用地完成面積



出典：国土交通省「住宅用地完成面積調査報告」より国土計画局作成  
 新たな住宅用地：1団地の住宅用地及び小規模開発の住宅用地  
 再開発的な住宅用地：住宅地以外の工場等に利用されていた土地を転用して住宅を建築した場合

## 都市地域

空き家率は1950年以降一貫して増加傾向で、2003年には12%を超過した。  
特に、長期不在や取り壊す予定等の「その他の住宅」の増加が、今後、管理が不十分な空き家として問題となる恐れがある。

図27 空き家総数とその割合の変化(全国)

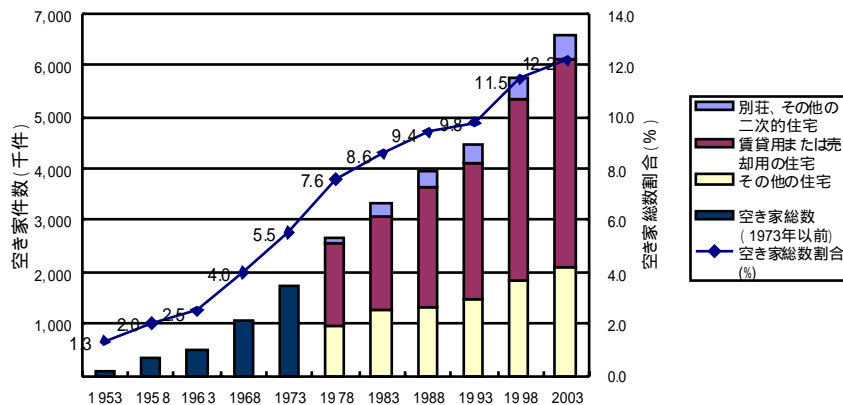
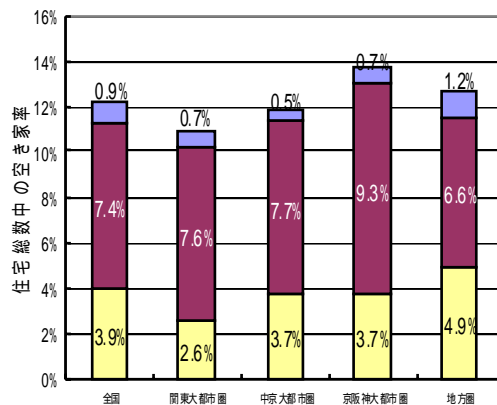


図28 地域別の空き家率(2003年)



空き家

二次的住宅

別荘.....週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他.....ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用または売却用の住宅 新築・中古を問わず、賃貸または売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅 上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

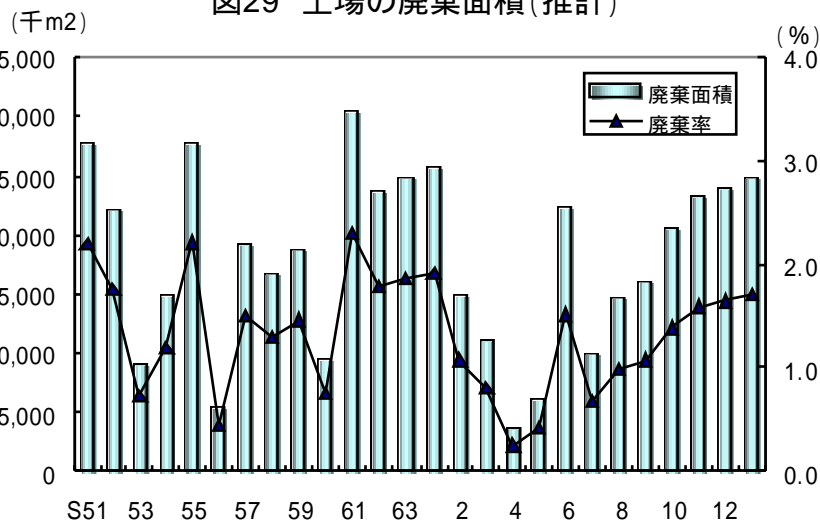
一時現在者のみの住宅、建築中の住宅は含まない

大都市圏は、中心市(それぞれの都市圏内の東京特別区、政令指定市)及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村(中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が該当市町村常住人口の1.5%以上あり、かつ、中心市と接続している市町村、および以上の定義に該当する市町村に囲まれた市町村とする。)によって構成される。

出典：総務省統計局「住宅土地統計調査」

工場の新規立地とストックのデータから工場廃棄面積を推計したところ、近年、廃棄面積が再び増加している。

図29 工場の廃棄面積(推計)



資料：経済産業省「工業統計表 用地用水編」、「工場立地動向調査」より作成。

注1：棄廃面積 = 1年間の事業所敷地面積の減 + 1年間の新規立地面積

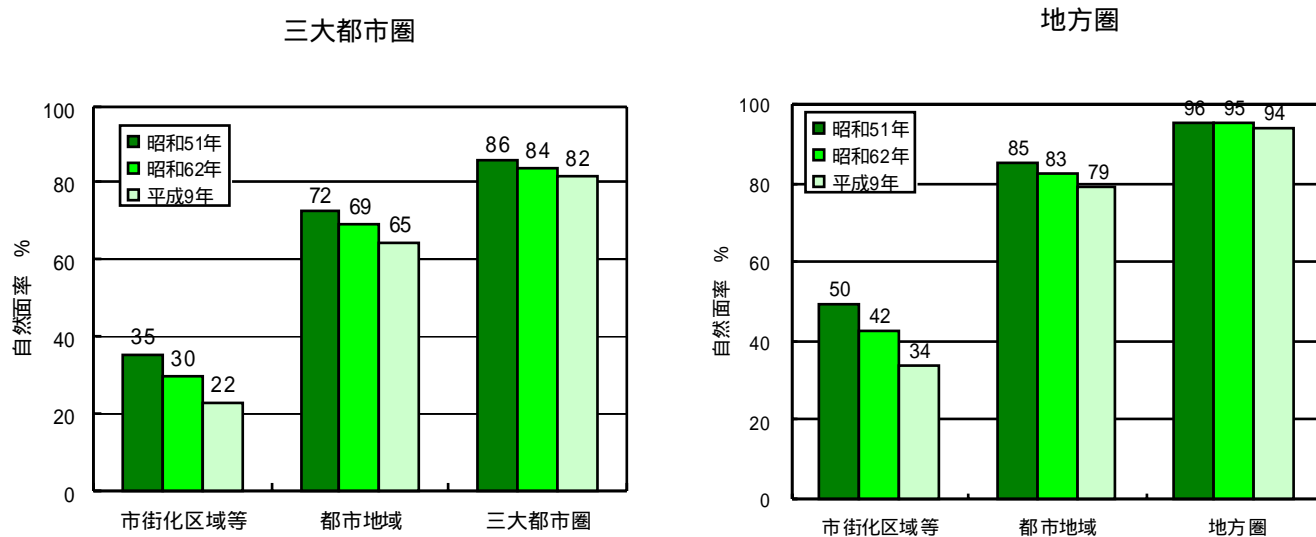
廃棄率 = 棄廃面積 ÷ 前年末敷地面積として、計算した。

注2：立地面積は1,000 m<sup>2</sup>以上の用地取得、敷地面積は従業者30人以上の事業所

## 都市地域

都市地域内の自然面率は三大都市圏、地方圏とも年々低下している。特に市街化区域等での低下が著しい。また、三大都市圏の市街化区域等では、自然面率が3割\*を下回り、緑地や水辺地などが不足している。

図30 自然面率の推移



(注1) 都市地域: 国土数値情報の指定地域面積(昭和60年)において、3次メッシュ内の用途地域、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域(用途地域等を除く)の面積の和が、当該3次メッシュ面積の50%以上を占める地域  
市街化区域等: 都市地域のうち市街化区域と用途地域の面積の和が、都市計画区域(用途地域等を除く)と市街化調整区域の面積の和よりも大きい地域

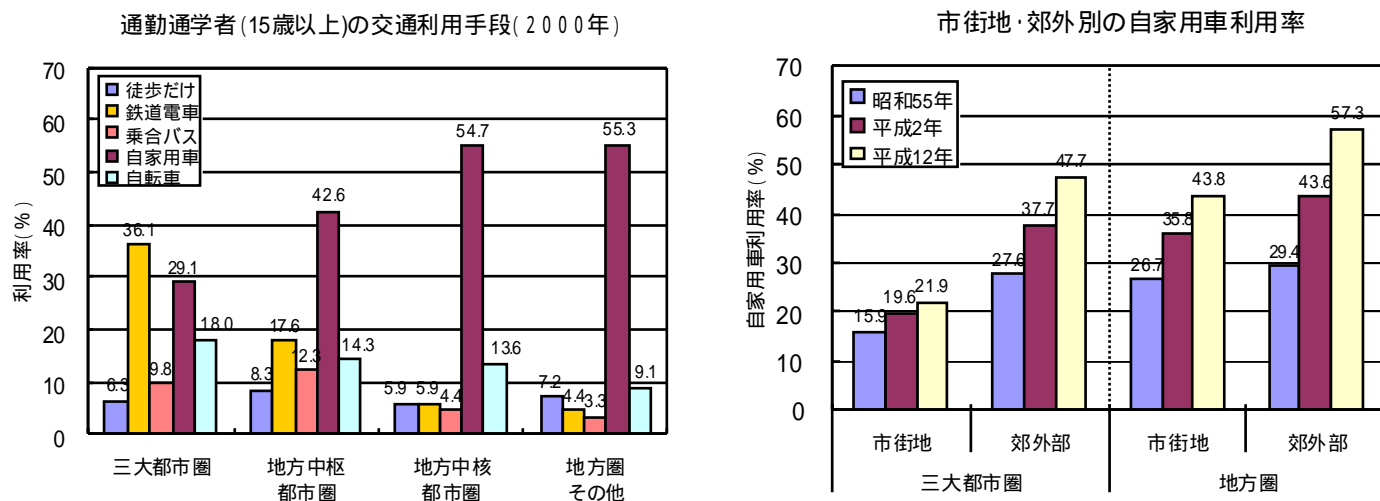
(注2) 自然面率: 国土数値情報の土地利用区分において、3次メッシュ内の田、その他の農用地、森林、荒地、河川地及び湖沼、海浜の面積が当該3次メッシュ面積に占める割合

\* 「緑の政策大綱」では市街地における緑地の占める割合を3割以上としている

(出典) 国土数値情報により国土計画局作成。

三大都市圏の通勤通学の交通手段は鉄道電車がが多い。一方、地方圏では中心的都市の規模が小さくなるに従い自家用車の利用率が高くなる。また、郊外部の方が自家用車利用率が高く、地方圏では、過去20年間で通勤通学者の自動車利用率が約2倍に増加している。

図31 通勤通学者(15歳以上)の交通利用手段(2000年)



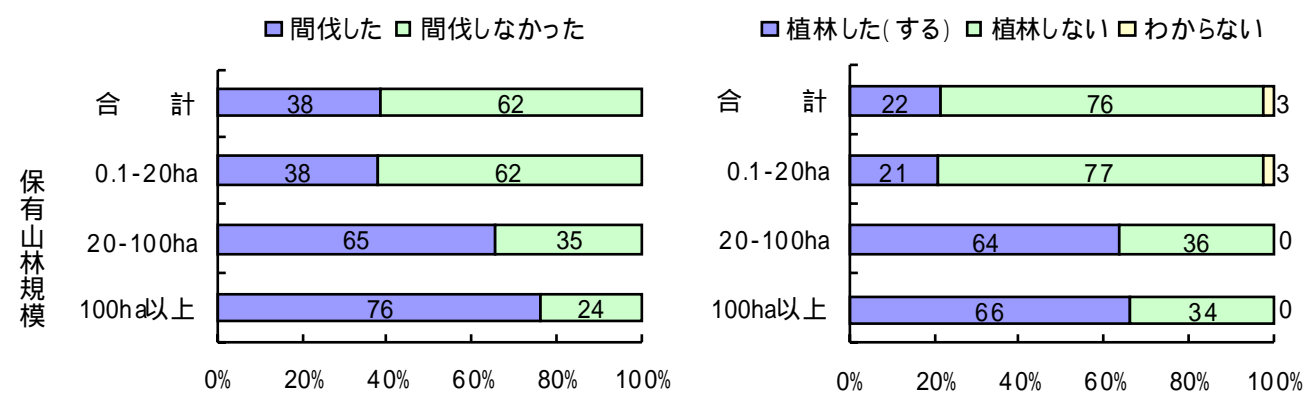
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国土数値情報により国土計画局作成。

注: 交通手段については、「徒歩だけ」を除き複数回答可。都市圏の定義は図22、図23に同じ。

**農山漁村地域**

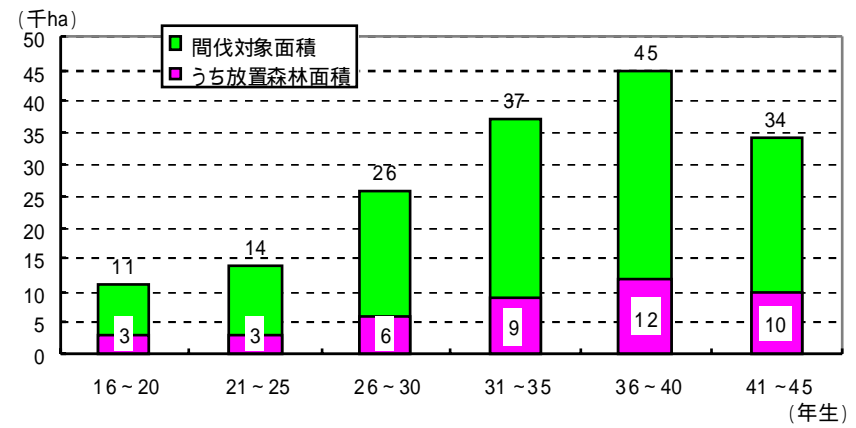
国内の木材自給率の低下や農山村地域の過疎化・高齢化等により、林業生産活動の停滞し、人工林の間伐、伐採跡地への植林等が行われない森林の存在等、森林の管理水準の低下がみられる。

図32 保有山林規模別林家の間伐及び植林の実施状況



出典：林野庁「平成12年度 林業の動向に関する年次報告」より  
 資料：農林水産省「山林保有者の林業生産活動に関するアンケート」（平成9年11月）  
 注：間伐実施状況は、間伐を実施した林家と間伐対象山林があるにも関わらず間伐を実施しなかった林家数の構成比である。

図33 齢級別の間伐対象面積と放置森林面積(愛媛県の例)



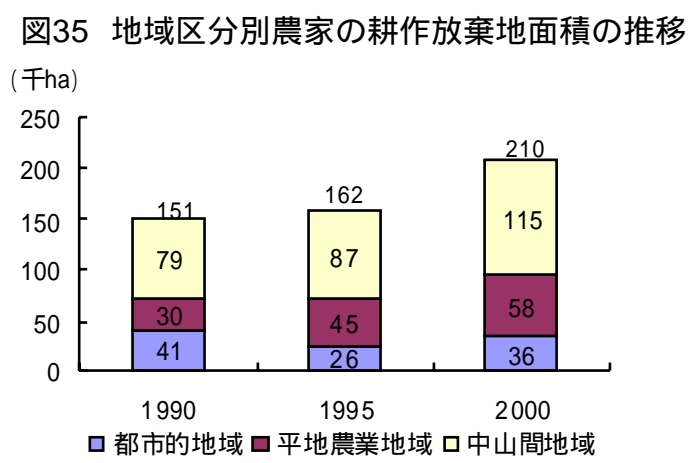
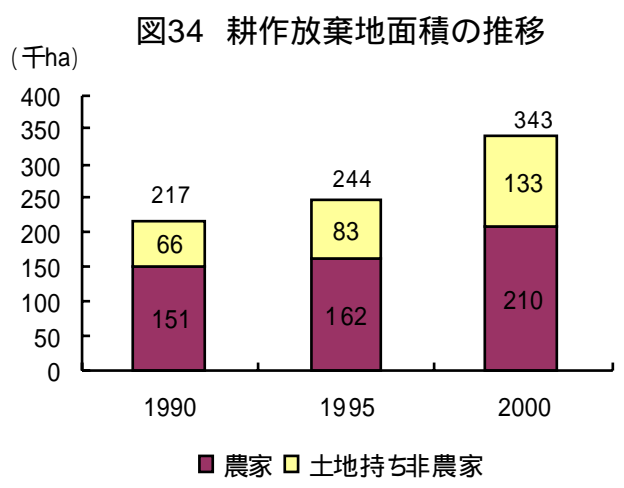
注：1) 水土保全機能の高い森林の間伐対象森林面積と放置森林面積である。「水土保全機能の高い森林」は、同県の地域森林計画において、山地災害防止機能又は水源かん養機能が第一に発揮されるべきとして区分されている森林  
 2) 「放置森林」とは、16~45年生の針葉樹人工林で過去10年間に施業が全く行われていない。立木の過密化が原因で、気象災害や病虫害のおそれや荒廃が見られる。森林所有者による施業が期待できないのいずれにも該当する森林  
 3) 「間伐対象森林」は、16~45年生のスギ、ヒノキ等針葉樹人工林

出典：林野庁「平成14年度 森林及び林業の動向に関する年次報告」より  
 資料：愛媛県「愛媛県放置森林管理システム検討結果報告書」

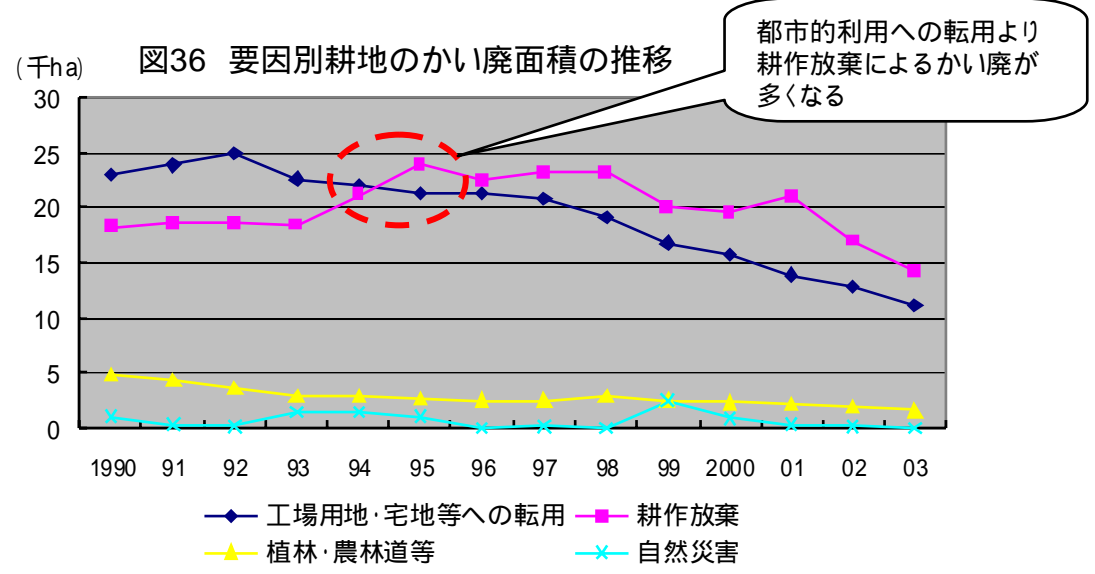


**農山漁村地域**

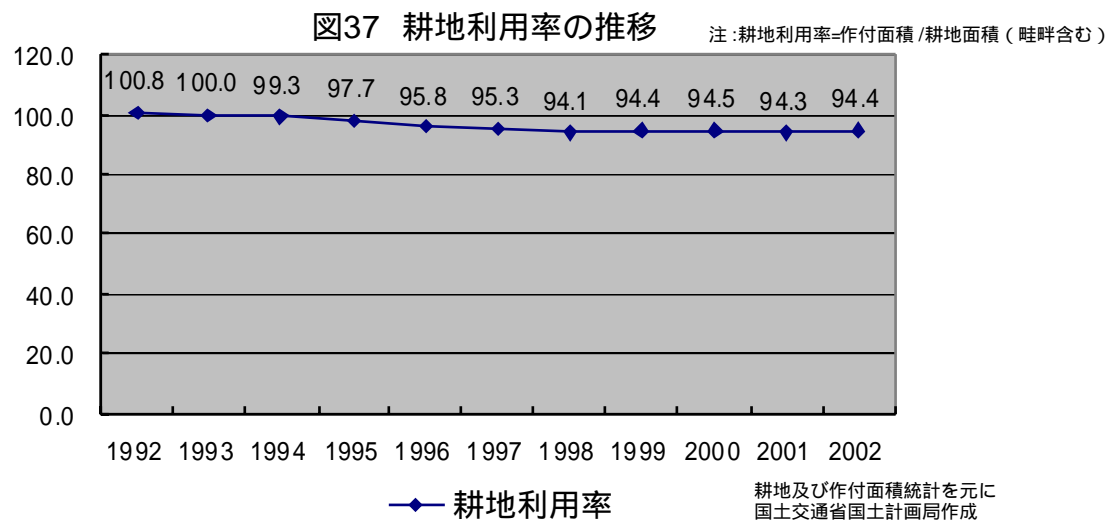
農地については、都市的土地利用への転用よりも耕作放棄によるかい廃が多くなり、耕作放棄地の増加等、管理水準の低下がみられる。



農林業センサスを元に国土交通省国土計画局作成  
注：四捨五入の関係で合計値は必ずしも一致しない。



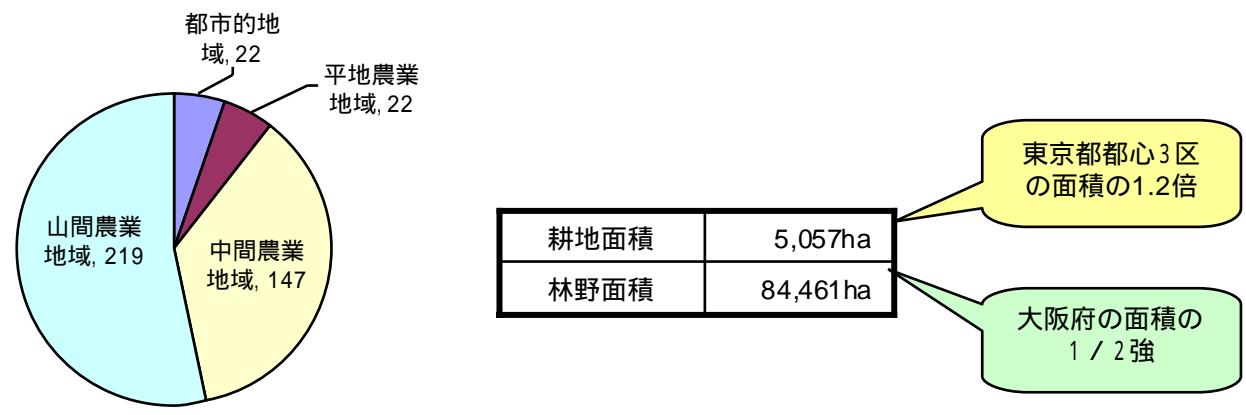
耕地及び作付面積統計を元に国土交通省国土計画局作成



**農山漁村地域**

農山村地域の過疎化・高齢化等により、地域の集落の消滅、集落機能の低下がみられる。また、地域の集落の消滅、集落機能の低下は、農林業生産活動の停滞のみならず、国土管理水準の低下に影響している。

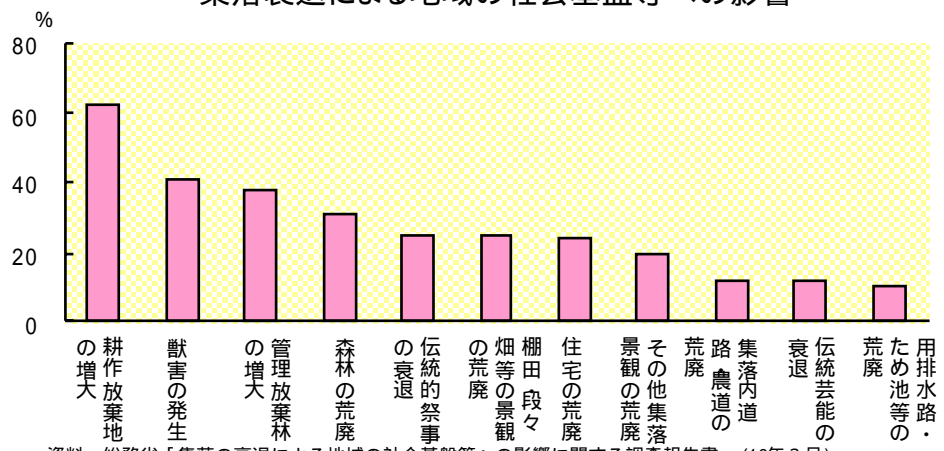
図38 農家が0戸となった無住化集落・小規模集落の地域類型区分と地域資源賦存量(推計)



1995年農林業センサス、2000年世界農林業センサス、農家がゼロの農業集落概況表を元に国土交通省国土計画局作成  
 注：1) 1990年から2000年の間に農家が0戸となった集落のうち、非農家戸数が0～9戸の集落。  
 2) 農家0戸になった理由が都市化、都市的大規模転用、ダム、空港・演習場、災害である集落を除く。

国土交通省国土計画局試算  
 左図の「農家が0戸となった無住化集落・小規模集落の410集落について、農業地域類型、戸数等を考慮して耕地面積、林野面積を推計。

図39 集落衰退による地域の社会基盤等への影響



資料：総務省「集落の衰退による地域の社会基盤等への影響に関する調査報告書」(13年3月)  
 注：12年4月1日施行の過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域として公示された市町村(12年4月1日現在1,170市町村(三宅村を除く))における46,391集落のうち、集落の維持が困難と回答した4,595集落の代表者へのアンケート調査結果(複数回答)の上位11項目である。

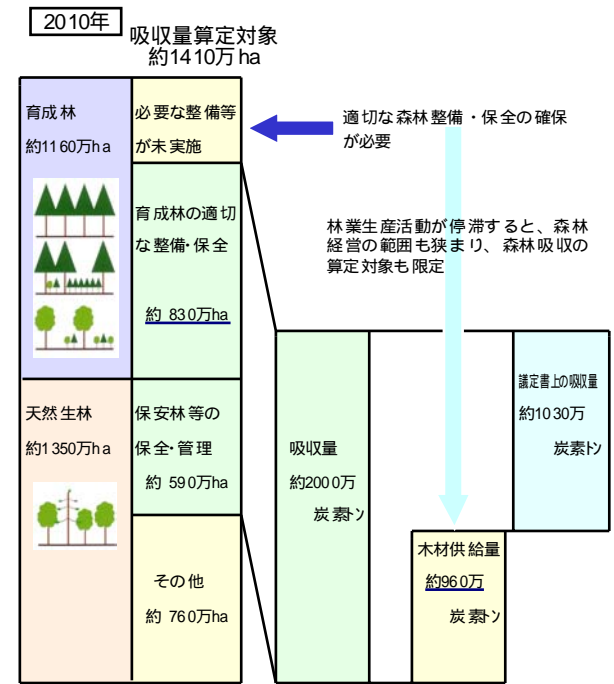
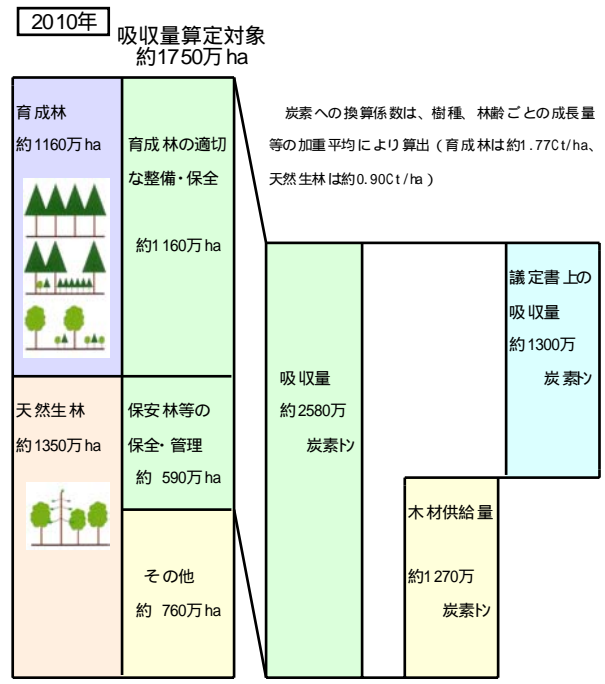
**農山漁村地域**

森林はCO<sub>2</sub>の吸収源として、森林、農地は、バイオマス資源の供給という新たな側面が出現。

図40 CO<sub>2</sub>吸収量確保の見通しについて

森林・林業基本計画の目標を達成した場合の吸収量確保の見通し

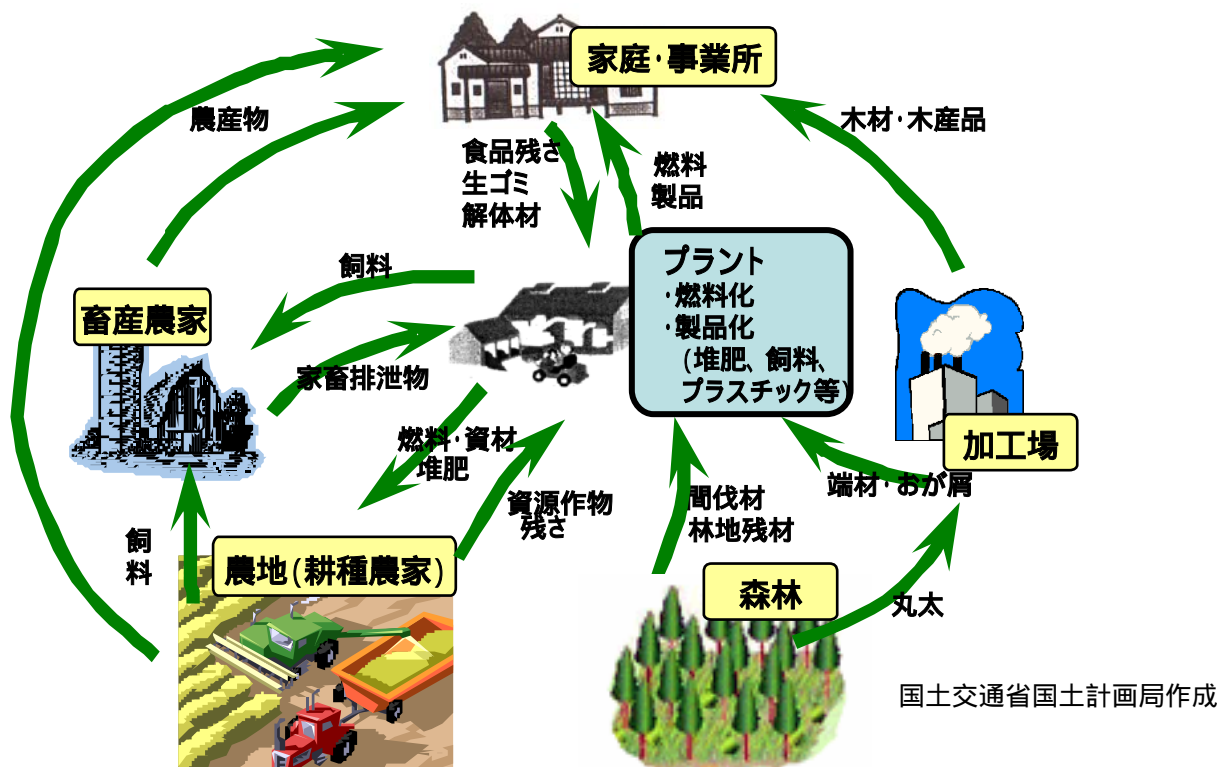
平成10年～14年ベースで推移した場合の吸収量確保の見通し



(林政審議会・林野庁提出資料を国土交通省が一部修正)

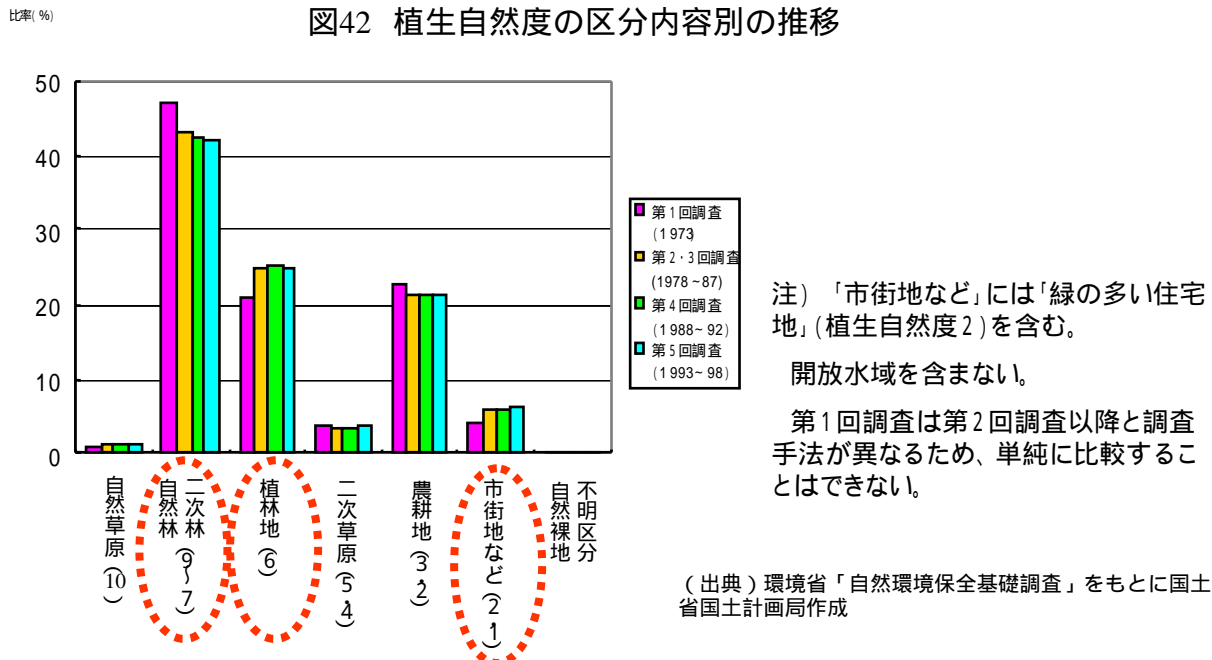
吸収量の見通しは補正予算による実績も含めて推計  
保安林等の森林は十全に保全・管理がなされているものと想定

図41 バイオマス資源の利活用のイメージ



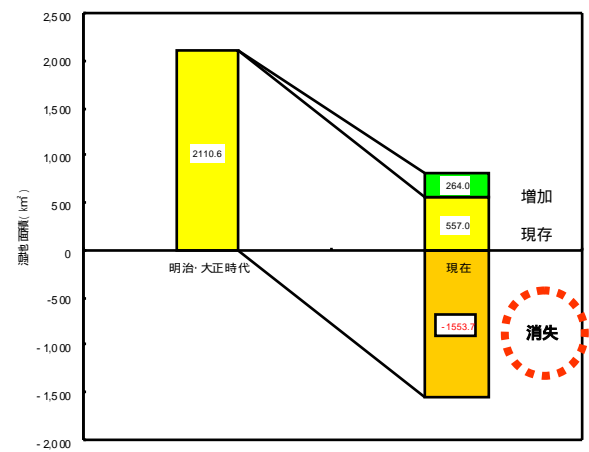
**自然維持地域**

植生自然度は、自然林(植生自然度9)や二次林(同8・7)の減少が大きく、一方で植林地(同6)、市街地・造成地等(同1)は増加する傾向が見られる。



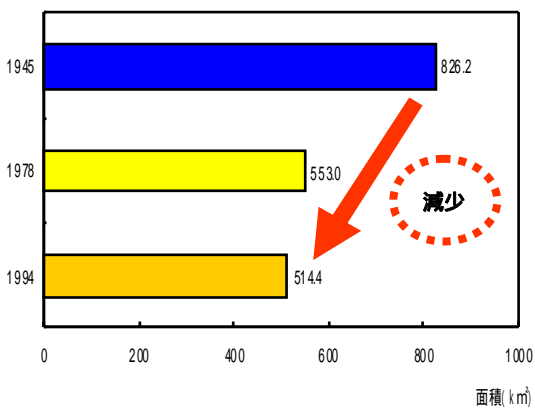
湿地の面積は、明治・大正時代と比較して約60%(当時の湿地は約74%)減少している。干潟の面積は、1945年と比較して約38%減少している。

図43 明治・大正時代と現在の湿地面積の変化



調査方法: 明治・大正時代の5万分の1地形図に表示されている湿地記号の範囲と現在の5万分の1地形図に表示されている湿地記号の範囲を地形図上で比較して湿地面積の増加・減少を調べている。

図44 干潟の面積の推移

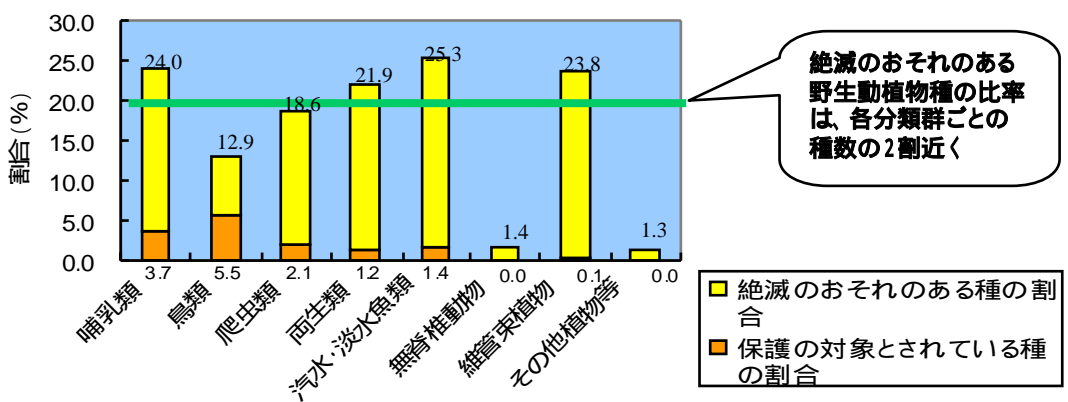


(出典) 国土交通省国土地理院HP資料をもとに国土交通省国土計画局作成

**自然維持地域**

多くの分類群において絶滅のおそれのある野生動植物種の比率は、2割近くにも及んでいるがそのうち保護の対象として指定されている種の割合はかなり低い。

図45 絶滅のおそれのある野生動植物の種に係る分類群ごとの数の比率とそのうちの保護の対象とされている種数の比率



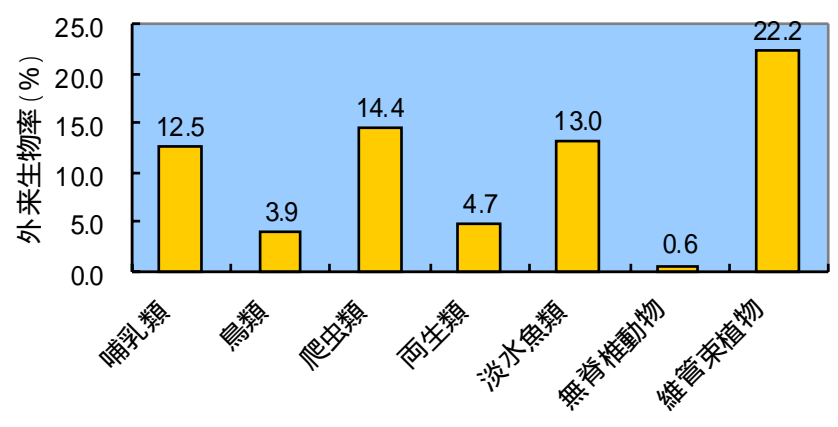
注) 絶滅のおそれのある種とは、環境省レッドデータブック等による絶滅危惧類(CR + EN)及び絶滅危惧類(VU)とする。

保護の対象とされている種とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第四条第三項に規定された「国内希少野生動植物種」及び第六十九条第一項に規定された「天然記念物」のことをいう。

(出典) 「生物多様性国家戦略(2002)」、平成15年版「環境白書」、文化庁HPをもとに国土交通省国土計画局作成

わが国における外来生物の侵入は、多くの分類群で確認されている。

図46 外来生物率



$$\text{外来生物率} = \text{外来生物種数} / \text{日本産野生生物既知種数}$$

注) 日本産野生生物既知種数は、植物分類学会、環境省資料等による。外来生物種が既知種数に含まれているとは限らない。

(出典) 環境省「野生生物保護対策検討会移入種問題分科会(移入種検討会)資料をもとに国土交通省国土計画局作成

## 自然維持地域

自然環境保全の新たな動き：奥山から沿岸域までの水と緑を体系的に保全する動きが始まる。

### わが国の自然環境の現状と課題

- 自然環境の破壊の進行
- 生物の種の減少、絶滅、移入種等による生態系の攪乱
- 生物多様性保全上の危機

問題解決のための方策

### 自然環境の保全と水と緑のネットワークの形成

図47 水と緑のネットワークの形成



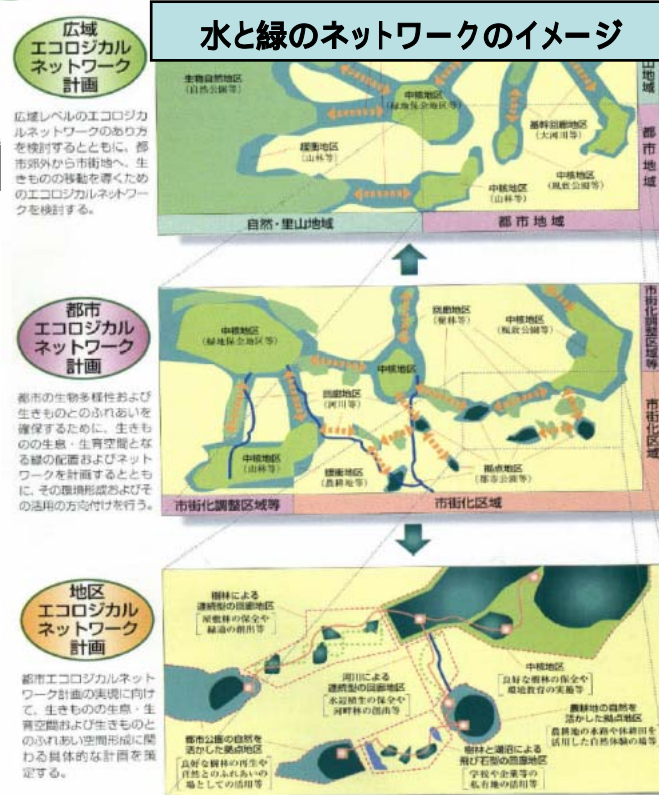
### 水と緑のネットワークに期待される効果

- 野生生物の生息・生育空間
- 都市環境の改善(ヒートアイランド現象の緩和)
- 防災
- 大気汚染等の低減・希釈、騒音緩和
- 自然とのふれあい・環境教育、美しい景観、レクリエーション
- 市民参画の推進

### 町田市では、水と緑を体系的に保全する動きが始まっている

- ・「町田市基本構想・基本計画」(1993)で、「生態系に沿った自然環境の計画的保全と活用」を掲げ、エコプランを作成する旨を記載
- ・エコプランの作成に当たり、生物生息情報と流域単位での生態系を重ね合わせて、普遍的な環境として評価
- ・具体の動きとして、条例等による取組みとして、緑地保全基金による緑地買収等を促進
- ・一部の地域では市民団体による積極的な保全活動も見られる

### 水と緑のネットワークのイメージ

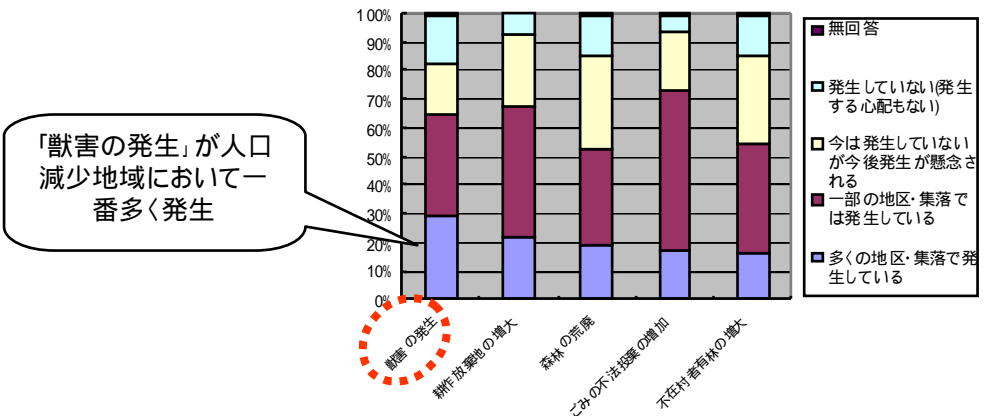


都市のエコロジカルネットワーク((財)都市緑化技術開発機構編集、2000年、ぎょうせい)より抜粋

**自然維持地域**

人口減少地域における国土の管理・保全に関する問題として、「獣害の発生」が一番多く発生。

図48 国土の管理・保全に関する問題



人口減少が顕著である地域の市町村に対し、国土保全上の問題(29項目)について行政アンケートを実施。市町村アンケート回収総数1,072(送付数1,523、回収率70.4%)  
 H15年度「人口の減少と国土の保全に関する調査報告書」(国土交通省国土計画局)